

議案第 29 号

北栄町魅力ある園づくり推進事業補助金交付要綱の制定について

北栄町魅力ある園づくり推進事業補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年3月23日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町訓令第 号

北栄町魅力ある園づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町立各こども園が、こども園独自の創意工夫による魅力ある幼児保育教育活動を実践し、魅力ある園づくりを進めるため、用途を限定しない補助金を交付し、これを支援するものである。交付にあたっては、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、町立こども園とする。

(補助事業の内容等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業の内容は、特に限定しないが、それぞれの事業主体において十分検討を重ね、所期の目的を達成できる事業内容とすること。

(補助金の額)

第4条 町は、事業主体に50万円を上限として補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金等交付申請書を町長に提出しなければならない。規則第5条第1号及び第2号に規定する事業計画書及び収支予算書は、様式第1号のとおりとする。

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をし、すみやかに通知するものとする。

(事業実績報告書)

第7条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第2号)を補助事業の完了した日から30日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月25日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書及び収支精算書(様式第1号)を添付して提出するものとする。

(帳簿の整備等)

第8条 事業主体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、この証拠となる書類を補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第7条関係）

年度（ こども園）魅力ある園づくり推進事業

実施計画書及び収支予算書（事業実績報告書及び収支精算書）

1 事業の目的（成果）

2 事業の実施計画（実績）

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費	補助事業に要する経費 (補助事業に要した経費)	負担区分		備考
			町補助金	その他	
合計					

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 収支予算（精算）書

(1) 収入の部

(単位：千円)

区 分	予算（精算）額	備 考
合 計		

(2) 支出の部

(単位：千円)

区 分	予算（精算）額	備 考
合 計		

様式第2号（第7条関係）

年度（ こども園）魅力ある園づくり推進事業実績報告書

北栄町長 様

年 月 日付第 号で交付決定通知の在ったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、魅力ある園づくり推進事業補助金交付要綱第7条の規定により報告します。

年 月 日

園名

園長名

印

記

以下、様式第1号に準じて作成すること。

事業の成果は、事業の目的に対する評価などを詳しく記入し、写真、復命書、及びその他参考となる資料を添付すること。

議案第 30 号

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱の一部を改正する
要綱の制定について

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を
制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の
承認を求める。

2021年3月23日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱の一部を改正する要綱

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱(平成25年北栄町教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱する。 (1) <u>北栄町学校給食運営委員会</u> 委員 2人 (2)～(4) 略 2 略	(組織) 第3条 委員会の委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱する。 (1) <u>北栄町学校給食会理事</u> 2人 (2)～(4) 略 2 略

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会設置要綱（一部改正後）

（設置）

第1条 北栄町の学校給食の調理業務（次条第1号において「学校給食調理業務」という。）の民間事業者への委託に関し必要な事項を調査検討するため、北栄町学校給食調理業務受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果をその都度、教育委員会に報告するものとする。

- （1） 学校給食調理業務を受託する者（以下この条において「受託者」という。）を選定するための基準の作成に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、受託者の選定に関し必要な事項
- （3） 受託者の候補者となる民間事業者を選定すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱する。

- （1） 北栄町学校給食運営委員会委員 2人
- （2） 学校栄養教諭 1人
- （3） 教育委員会教育長 1人
- （4） 学識経験者 1人

2 委員は、前条第3号に掲げる事項について同条の規定による報告を行った日において、その職を解かれるものとする。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第3号に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（次項において単に「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、北栄町学校給食センターにおいて処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 31 号

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付要綱の制定について

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

2021年3月23日提出

北栄町教育委員会教育長 別本勝美

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第29条の規定に基づき、北栄町民俗芸能等伝承事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 本補助金は、北栄町に伝わる民俗芸能等を保存、継承するにあたり必要な備品を購入、修繕する場合に、その経費の一部を助成することにより、その活動を支援することを目的とする。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の対象となる団体は、北栄町に伝わる民俗芸能の保存、伝承を目的として活動する保存団体で、教育委員会が認めたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 本補助金の額は、前条の補助対象経費の3分の2以内の額とし、一団体あたり補助上限額は100,000円とする。なお、千円未満は切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、事業実施前に北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に見積書その他町長が必要と認める書類を添付して、町長へ提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請された書類を審査し、本補助金を交付することが適当であると認めるときは、北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請団体に通知するものとする。

2 町長は、本補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことができる。

(変更又は中止の届出)

第8条 前条の交付決定を受けた団体(以下「補助団体」という。)が、申請内容等を変更し、又は交付決定を取下げようとするときは、北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付決定変更(中止・廃止)申請書(様式第3号)に、必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付決定変更(中止・廃止)通知書(様式第4号)により申請団体に通知する。

(実績報告及び完了検査)

第9条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、北栄町民俗芸能等伝承事業補助金実績書(様式第5号)に町長が必要と認める書類を添えて、事業の完了した日から30日以内に、町長に提出しなければならない。

2 町長は、実績報告書が補助団体から提出された場合は、補助団体の立会いのもと、完了検査を行う。

(補助金の請求)

第10条 補助団体は、完了検査後、速やかに北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、返還を命ずることができる。

(1) 不正の手段により本補助金を受けたとき。

- (2) 本補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) その他本補助金の使途が不相当と認められるとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の対象経費については、下記のとおりとする。

費目	補助対象経費等
需用費	修繕費等
委託料	用具修繕委託料等
備品購入費	用具等購入費
その他	町長が必要と認めた経費

様式1号（第6条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者） 住 所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付申請書

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、申請します。

記

購入・修繕備品 （品名・数量）	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
備考	

添付書類

補助対象経費の算出根拠となる見積書

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

北栄町長

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった北栄町民俗芸能等伝承事業補助金（以下「補助金」という。）については、北栄町補助金等交付規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

北栄町長 様

（申請者） 住 所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町民俗芸能等伝承事業交付決定変更（中止）申請書

年 月 日付受生文第 号による交付決定の通知があった北栄町民俗芸能等伝承事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止）年月日 年 月 日
- 2 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

北栄町長

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付決定変更（中止）通知書

年 月 日付で補助金の交付決定通知した北栄町民俗芸能等伝承事業補助金について、下記のとおり変更したので通知します。

記

1 補助対象経費

変更前 円

変更後 円

2 補助金交付経費

変更前 円

変更後 円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金実績報告書

年 月 日付受生文第 号による交付決定に係る事業の実績
について、北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記
のとおり報告します。

記

補助対象物品	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
事業完了日	年 月 日
添付書類	・ 契約書又は領収書（写し） ・ 購入・修繕備品の写真等

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

北栄町長 様

住 所
団体名
代表者氏名
電話番号

北栄町民俗芸能等伝承事業補助金交付請求書

一金 _____ 円

年 月 日付受生文第 _____ 号をもって交付決定通知のあった北栄町民俗芸能等伝承事業補助金について、上記のとおり請求します。

会計管理者 様
補助金は、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	
支店・支所名	
預金の種類	普通・当座・その他（ ）
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

議案第 32 号

2021 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2021 年3月23 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

2021年度 こども園、小学校及び中学校医名簿(案)

●任期：2021年4月1日から2022年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	新規 ／継続	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	薬剤師	石川 美香	新規	アイ調剤薬局
大誠こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	牧野 幸弘	継続	あかさき薬局
大谷こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	石亀 二美江	継続	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聡夫	継続	大陽堂薬局 新町店
大栄小学校	内科医	大石 一康	継続	大石医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	前園 健作	新規	みどり薬局
北条中学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	森廣 敬一	継続	森廣眼科医院
	薬剤師	御船 ゆみこ	継続	田中薬局 松崎店
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	継続	中本内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	薬剤師	牧田 眞知子	継続	大陽堂薬局 本店

※平成30年度より、こども園の眼科医は委嘱しません。

議案第 33 号

北栄町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を北栄町スポーツ推進委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の同意を求める。

2021年3月 23 日提出

北栄町教育委員会教育長 別本 勝美

記

別紙のとおり

北栄町スポーツ推進委員名簿

2021年3月23日現在

番号	氏名	性別	備考
1	坂本 憲昭	男	
2	長見 毅	男	
3	宇田川誠章	男	
4	山根由美子	女	
5	中田 光夫	男	
6	齋尾智恵里	女	
7	井上 裕子	女	
8	錦織 志穂	女	
9	南場 靖吾	男	
10	藤田 博美	女	
11	米本久美子	女	
12	玉木 正枝	女	
13	妻由 愛	女	
14	石寶 麻美	女	
15	河本 喜彦	男	
16	横山 敬道	男	
17	竹歳 浩史	男	
18	竹本 邦弘	男	
19	長谷川 匠	男	
20	西村 靖子	女	
21	近藤 智幸	男	
22	福庭 克展	男	
23	石丸 美幸	女	
24	加藤 亮	男	
25	時枝 亮平	男	

任 期 2021年4月1日から
2023年3月31日までの2年間

【参考資料】

●スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

北栄町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、北栄町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

（1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整

（2） 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。

（3） 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

（4） 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。

（5） スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。

（6） 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。

（7） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により、委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまで在任する。

3 委員は、再任されることができる。

北栄町発達支援体制整備計画

北栄町まちづくりビジョン

北栄町障がい者計画
北栄町教育大綱 北栄町教育振興計画
北栄町子ども子育て支援事業計画

[基本理念]

誰もが安心して生き生きと暮らせるまちづくり
自立し、社会参加できる人づくり



[基本目標]

2018～2021

発達に支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対して、乳幼児期から青年期にわたる切れ目ない支援体制の充実を図る。

2020年度 目標 乳幼児期から青年期にわたる切れ目ない丁寧な支援体制を整備する。

重点項目

<p>義務教育修了後 (高校等)</p> <p>中学校</p> <p>小学校</p> <p>こども園・保育所</p> <p>乳幼児</p> <p>保健 教育 福祉</p>	<p>1 早期の気づき・早期支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 乳幼児健診及び健診後園訪問 <input type="checkbox"/> 健診や園訪問などの情報共有 <input type="checkbox"/> 専門機関による巡回相談・要請相談
	<p>2 幼児期、学齢期、青年期の指導・支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 加配保育教諭・学習支援員の配置 <input type="checkbox"/> 通級指導教室の充実（小学校通級指導教室増設・★幼児通級指導教室の開設） <input type="checkbox"/> ★各園・学校ごとに支援の必要な児童生徒の支援レベル表の作成・活用 <input type="checkbox"/> 放課後や休日を安心して過ごせる場の確保
	<p>3 保・こ・小・中・高の円滑な移行のための情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 必要な支援の確実な引継ぎ（こ→小 小→中 中→高） ・高校等訪問（訪問後のフォロー） <input type="checkbox"/> 「個別の指導計画」及び「個別の支援計画」の作成及び活用促進
	<p>4 指導者の人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 園・教職員等の専門性の向上のための研修会
	<p>5 保護者支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者がいつでも相談できる体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援ガイドブックの活用 <input type="checkbox"/> 保護者同士のネットワーク作り <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング ★制度やサービスについての情報提供・保護者同士のつながり (HP等利用・発達支援ガイドブック配布)
	<p>6 発達障がい等についての理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 町報等による広報・啓発

★太字は今年の最重点項目

取組の柱	項目	評価の具体的な項目	目標(2020年度末の目指す姿)	方策	経過・達成状況 (2月)	改善方法
1 早期の気づき・早期支援の推進	早期の気づきを早期支援につなぐ体制の整備	乳幼児健診等で早期に気づき、育ちへの支援を行っている。	支援者と園が協力して子どもの支援を行う。	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診や子育て教室で、保護者の困り感の相談相手になったり子どもの育ちや育児の悩みを共有する。 <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園と子どもの情報を共有し、子どもの支援について役割分担を行い、保護者の理解、支援につながるようにしていく。 <p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の間診時に、親子遊びのパンフレットを用いて、発達と大人の関わりの重要性を保護者へ保健指導する。 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年長児の5健追跡観察児の5.6月訪問は、発達支援室のアドバイザー訪問に合わせて行い、定例の園訪問とは別の日程とする。 	<p>○親子の関わりの重要性を保護者に伝えるために、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診で「ふれあい遊び」のパンフレットを用いて啓発している。</p> <p>○園訪問回数:7園24回、100人実施(延べ)(3月現在)</p>	
		健診や園訪問などの情報共有ができています。	3課で情報共有でき、子どもの支援につながる。	<p>【継続】健診や園訪問などの情報共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> 確実に文書でやりとりすることで子ども個人の記録として残し、継続支援に役立てる。 端末(健康かるて)や共有フォルダを使用することで、スムーズな情報共有を行う。 <p>【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診結果で「要追跡観察」児について、3課共有のフォルダで情報共有する。 	<p>○健診結果で「要追跡観察」児について、3課共有のフォルダで情報共有できるようにした。</p> <p>▲未就園の児、入園しているが精検で医療にかかっている児の情報共有をしていく必要がある。</p>	○年度初めの担当者会の時に情報共有する。
		巡回相談の活用ができています。	巡回相談で助言された支援内容を、園が日々の保育実践に活かせるようにする。	<p>【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「Eメール」巡回相談の実施 R2年度 公立4園 私立2園 (北条みどりこども園、ババール園) <p>・要請相談実施</p> <p>継続的な経過把握の必要な児に対して、園からの要請を受け実施。児の実態把握と効果的な支援内容について確認を行う。</p>	<p>○Eメール巡回相談 公立4園、私立1園実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門機関の方から、児の発達や特性に応じた具体的な助言を受け、支援に活かすことができた。 ▲未実施園(北条みどりこども園) <p>○Eメール要請相談 公立1園</p>	○未実施園に対しては、巡回相談活用について勧める。

取組の柱	項目	評価の具体的な項目	目標(2020年度末の目指す姿)	方策	経過・達成状況 (2月)	改善方法
2 幼児期、学齢期、青年期の指導・支援の充実	園・校内体制整備の充実	加配保育教諭を配置する。	個別の発達支援が必要な児童に対して、加配保育教諭等を配置する。 加配保育教諭が、担任と連携し、園児の特性に応じた適切な指導・支援を行えるようにする。	【継続】 ・園児18名に対して加配保育教諭補佐員を13名配置 ・町支援判定会議を実施(11月)し、個別の支援の必要性和加配保育教諭等の配置を判断する。 【継続】特別支援教育基礎研修を園ごとに実施 *感染症対策の為、集合研修でなく、園ごとに少人数で実施 (対象者)新規採用職員、新規加配職員、	○町支援判定会議の結果に沿って、加配認定対象児19名に対し、加配保育教諭補佐員を17名配置(看護師除く)予定。 ○未就園児で、次年度入園予定の特別な配慮が必要な園児に対して加配配置を、健康推進課と連携して検討した。(児の実態把握、保護者面談、園と協議) ○新規採用職員・加配保育教諭等を対象とした特別支援教育基礎研修会を各園で実施	
		学習支援員の配置をする。	学習支援員が、担任と連携し、児童生徒の特性に応じた適切な指導・支援を行えるようにする。	【継続】学習支援員研修会を学校ごとに開催。 ・長期休業等に開催する研修会へ、学習支援員も参加できるよう案内をする。	○各小中学校4名ずつ、計16名配置。 ・特別支援学級担任研修会、通級に係る研修会に学習支援員も参加。	
		通級指導教室の充実を図る。	発達の支援が必要な児に、一人ひとりの発達段階や特性に合わせた指導を通級で行う。	★【新規】幼児通級指導教室わくわく開設(対象)3健で要精密・要追跡の園児(年中児)で、園・保護者が希望している方(時期)9月～2月(回数)10回・保護者同伴(時間)午前9時30分～午前11時 【新規】 ・LD等専門員と協力し、小学校通級指導担当と毎月1回程度、学習会を実施する。	◎)幼児通級指導教室「わくわく」実施 ・9月～2月(10回)・3名利用 ・一人一人の発達やニーズに応じた目標設定をして実施。保護者相談では子どもの理解と適切な支援につながるよう働きかけた。 ・個別支援会議実施(保護者・園・健康推進課・室) ・在籍園による「わくわく」の見学、カンファレンス参加 ○通級指導委員会後、毎月学習会を実施。 ・8回開催 ・通級指導教室等で使用する検査の方法や結果表の見方について学習をした。	
		的確な実態把握や支援体制づくりをする。	支援レベル表を活用し、個に応じた支援を行う。	★【継続】支援レベル表の作成・活用 ・園、学校ごとに支援の必要な児童生徒の支援レベル表を訪問時に確認し、支援について検討をする。 【継続】 ・特別支援教育アドバイザーがケース検討会に入り、実態把握や指導・支援方法を担任等と一緒に検討する。	○作成した支援レベル表を訪問時に検討。 ▲年度途中診断等が出たり、レベルが変化したりする児童生徒がいる。ので、訪問時に確認する必要がある。 ○アドバイザー訪問時に、実態把握を一緒にしたり、支援方法を考えたりした。	○園、学校訪問時に随時確認していく。
		放課後や休日に安心して過ごせる場の確保をする。	支援を必要とする児童にとって放課後児童クラブが安心して過ごせる場所となることをめざす。	【継続】 ・要請があれば、発達支援室担当者が、放課後児童クラブを訪問。児童の特性に応じた環境調整等について助言する。また、必要に応じて支援会議を開催する。 【新規】 ・放課後等デイサービスや日中一時支援事業所の情報を保護者や学校に提供する機会を設ける。	○放課後児童クラブからの要請はなかった。(放課後児童クラブでも独自の研修会開催) ○発達支援ガイドブックに放課後等デイサービスや日中一時支援事業所のページを設け、支援会議や教育相談で情報提供ができた。	

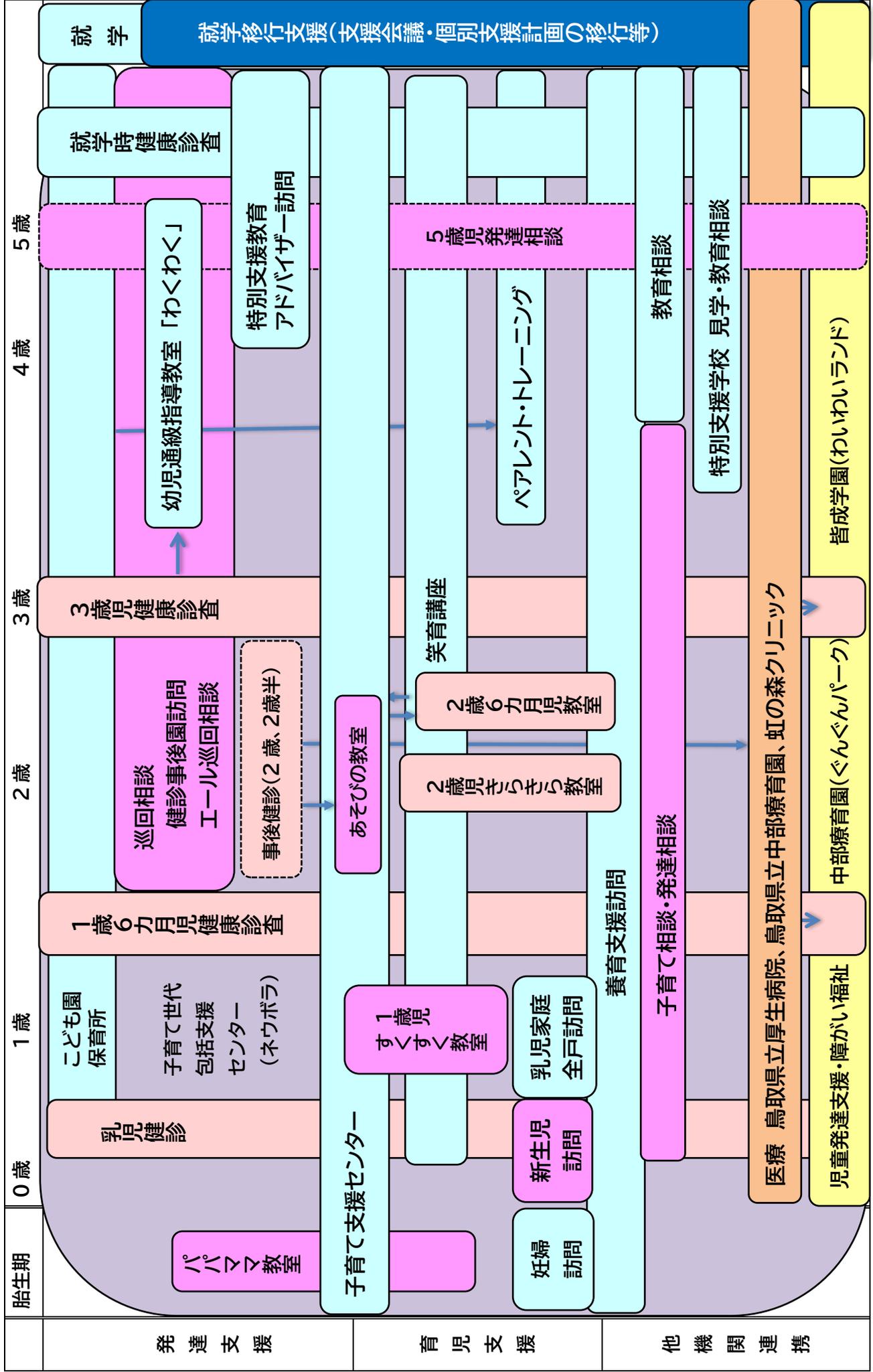
取組の柱	項目	評価の具体的な項目	目標(2020年度末の目指す姿)	方策	経過・達成状況 (2月)	改善方法
3 保・こ・小・中・高の円滑な移行のための情報共有	関係者・機関の連携	必要な支援を確実に引き継ぐ。	<p>「個別の支援計画」や「引き継ぎシート」をもとに、進学先に育ちや有効な支援が引き継がれ、活かされている。</p> <p>進学先との情報共有をし、本人保護者とも納得できる就学支援が行える。</p>	<p>【継続】年長児訪問(7月) ・教育委員会と小学校校長及び特別支援教育主任が年長児訪問をし、就学前の園児の様子や支援状況の確認をする。</p> <p>【継続】小6訪問(7月) ・教育委員会と中学校校長及び特別支援教育主任が小学校6年生を訪問し、児童の様子や支援状況の確認をする。</p> <p>【継続】支援会議・移行支援会議開催 ・幼→小、小→中の移行を丁寧にする。 ・進学先の学校は、必要に応じて6月ごろに支援会議を開き、スムーズな移行ができていないか確認する。 ・中→高の移行支援会議、引継ぎに参加し、有効な支援を引き継ぐ。</p> <p>【継続】高校等訪問 ・町が高校等を訪問し、生徒の状況を把握する。 必要に応じて、個別支援会議に参加し、障がい児福祉サービス利用などをすすめる。</p>	<p>○7月年長児訪問 5回 ・就学前の園児の様子や支援状況を確認し、就学先についての相談を行った。</p> <p>○7月小6訪問 2回 ・小6の児童の様子や支援状況を確認し、就学先についての相談を行った。</p> <p>○支援会議 49回参加 学校見学・体験及び教育相談実施27回 ・必要な情報提供を行い、保護者が納得して就学先を決定できるよう努めた。</p> <p>○移行支援会議 こども園→小学校 21回 小学校→中学校 17回 中学校→高校等 3月末予定</p> <p>○7校訪問 7/27中央高等学園専修学校 8/4 ハートフルスペース 8/5 鳥取中央育英高等学校 8/17 倉吉農業高等学校 9/2 倉吉北高等学校 10/14 倉吉東高等学校 10/15 倉吉総合産業高等学校</p> <p>・高校側からも支援会議の参加要請があったり、その後の経過報告を受けたりすることがあった。</p>	
	個別の支援計画・個別の指導計画の作成と活用をする。	支援者間における個別支援計画に基づく情報共有の充実をめざす。	<p>【継続】</p> <p>・支援会議等に参加し、支援目標や支援内容を検討する。</p> <p>・個別の支援計画の改定された内容や活用の在り方について、園の特別支援教育担当者に周知する。</p>	<p>【継続】</p> <p>・支援会議等に参加し、指導目標や支援内容について検討をする。</p> <p>・個別の指導計画を使って目標や指導・支援方法を共有することを担任、学習支援員に周知する。</p>	<p>○改訂された個別の支援計画の内容や活用にあり方について、各園の特別支援教育担当者に周知した。</p> <p>○個別の支援計画を就学移行支援会議・移行支援会議で活用 ・今年度の児の姿や有効だった支援内容について次年度に引き継ぐことができた。</p> <p>・個別の支援計画を作成している園児 17名 ・個別の指導計画を作成している園児 24名</p> <p>○個別の指導計画が活用できるよう週の個人記録と運動できるように検討した。</p> <p>▲個別の支援計画を作成した方がよいが、保護者の理解が得られない園児がある。</p> <p>○支援会議で指導計画をもとに、よりよい支援について話し合った。</p> <p>・個別の指導計画を作成した児童・生徒 204名 ・個別の支援計画を作成した児童・生徒 157名 ▲必要だと思っているが作成できていない児童生徒 7名</p>	<p>○加配の配置についての話し合いや支援会議などで、個別支援計画の目的などを丁寧に保護者に説明し、作成を促していく。</p> <p>○個別支援計画の目的などを丁寧に保護者に説明し、作成を促していく。</p>

取組の柱	項目	評価の具体的な項目	目標(2020年度末の目指す姿)	方策	経過・達成状況 (2月)	改善方法
4 指導者の人材育成	指導・支援の充実	職員の専門性向上のための研修を行う。	<p>各園の実態に応じた園内研修を計画的に実施し、専門性の向上を図る。</p> <p>研修で学んだことを活かし、支援に必要な児やクラス集団への適切な指導・支援につながるようにする。</p>	<p>【継続】 ○特別支援教育アドバイザー訪問・助言を行う。 (1・2学期は年長児対象/3学期は年中児対象)</p> <p>○特別支援教育基礎研修 各園に訪問し、新規採用職員・新規加配保育教諭を対象に実施</p> <p>○感覚統合園内研修会(公立4園) 発達特性のある園児の支援内容について、感覚統合の視点から助言を受け、支援に活かす。</p> <p>○健診事後の園訪問に同行し、個別の支援が必要な児への支援方法について助言する。</p>	<p>○2か月に1回各園を訪問</p> <p>・年長児の実態を把握し、就学に関する情報提供をしたり、年長時期につけておいてほしい力について話し合ったりした。</p> <p>○特別支援教育基礎研修は各園に訪問し、新規採用職員・新規加配保育教諭を対象に実施</p> <p>○感覚統合研修を公立4園で実施。</p> <p>○健診事後の園訪問に同行し、支援内容についての助言を行う。</p>	
			<p>計画的な職員研修の実施により、関係職員が、専門的知識に裏づけされた、より適切な対応ができるようになることをめざす。</p>	<p>【継続】 ・通級に係る職員研修、特別支援教育に関わる研修会を開催し、学級における基礎的環境整備や一人一人の特性に合わせた支援について学ぶ。</p> <p>・特別支援教育アドバイザー訪問・助言を継続して行う。</p> <p>【継続】 ・特別支援学級における指導・支援の在り方について、今後も研修会を実施し、専門性の向上を図る。</p> <p>【拡充】特別支援学級担任研修会 ・新任の特別支援学級担任を対象に、各学校ごとに基礎研修を行う。</p> <p>【継続】MIMの実施 ・MIMの実施について進捗状況を確認し、支援方法について助言する。</p>	<p>○通級に係る研修会 8/20 北条小にて開催 参加者18名 ・北条小で特別支援学級担任、通級に通っている通常学級の担任、学習支援員を主に研修会を行った。実際の指導の様子がよくわかり、参考になったという感想が多数あった。</p> <p>○特別支援学級担任・学習支援員研修会 ・北条中 8/3 8/20 ・北条小 8/20 ・それぞれの学校のニーズに合わせて、自立活動や個別の支援計画などの研修を行った。</p> <p>○MIM ・北条小1, 2年生の結果を分析し、担任に今後についてのアドバースを行った。</p> <p>▲コロナ関係と働き方改革のことも踏まえ、研修会の開催方法を検討する必要がある。</p>	<p>○特別支援主任会等で、来年度の研修会について検討をする。</p>

取組の柱	項目	評価の具体的な項目	目標(2020年度末の目指す姿)	方策	経過・達成状況 (2月)	改善方法
5 保護者支援の充実	いつでも相談できる体制づくり	子育て教室の開催	保護者が教室で育児についての助言を得る	【継続】 ・離乳食講習会 年6回実施 ・1歳児教室 年6回実施 ・2歳児教室 年6回実施 ・2歳6か月児教室 年4回実施 ・遊びの教室 年11回実施 ・2歳児教室で、育児に関する情報を、講話(心理士・保健師)、リーフレットを配布してより丁寧に伝える。 ・遊びの教室の対象者を未就園児だけでなく、就園児にもしている。	○離乳食講習会 5回実施 ○1歳児教室 5回実施 ○2歳児教室 5回実施 ○2歳6か月児教室 3回実施 ○遊びの教室 10回実施(実6人参加) 1回の参加者5人の時が多く、保護者の交流・情報交換の場にもなり雰囲気の良い教室である。 対象者を未就園児だけでなく、就園児にもしているが参加者はいない。 どの教室もコロナの関係で1回中止している。	
		子どもの発達に係る相談窓口や行政サービスの周知	専門機関・サービスが保護者に周知され活用されている。	【継続】 ・支援会議等で発達支援ガイドブックを活用する。 ・HP等で相談窓口の周知を行う。	○発達支援ガイドブックの放課後等デイサービスや日中一時支援事業所情報を修正。 ・支援会議で放課後等デイサービスなどの説明をする時に利用した。視覚的に提示することで、申請方法などがわかりやすいと言ってもらえた。 ○ちらし「中学卒業後に利用できる主な支援機関・窓口～社会参加にむけて～」の修正版を作成、配布。	
	保護者同士のネットワークづくり	保護者同士が交流できる機会を拡充をめざす。	【継続】 ・各校で特別支援学級の保護者等が集まる機会を作る。 【継続】 ○子育て世代包括支援センター主催「笑育講座」 ・8/4、8/24、9/18、10/1(支援センターにて実施) ・町内6園で、保護者向け研修(各1回) ・町内6園で、職員・パート向け研修(各1～2回) ○発達支援室主催「ペアレント・トレーニング講座」 全6回 7/21、8/4、8/18、9/1、9/15、10/20 ★ペアトレ事後茶話会を開催する。 HP等で制度やサービスについて情報提供をする。	○10/12 北条中学校保護者研修会を開催 ・進路について話し合いをした。 ○子育て世代包括支援センター主催「笑育講座」 ・子育て支援センターで0～5歳児の保護者対象に実施 4回 ・町内子ども園保護者、職員・パート職員向けに実施 8回 ○発達支援室主催「ペアレント・トレーニング講座」年5回 参加者9名 ・欠席者で希望の方には補講を実施。 ・ペアトレ事後茶話会は中止。 ・事後面談実施 ▲ペアトレの指導者が移動になると、実施ができなくなる不安がある。 ▲発達支援ガイドブック、個別の支援計画、発達支援室のチラシをHPにアップする。	○ペアトレの指導者研修会に参加し、指導できる人材を増やす。	
6 発達障がい等についての理解の促進	啓発・広報活動	広報紙や啓発パンフレット、講演会・研修会などで理解の促進を図る	教職員をはじめ、保護者、地域住民が発達障がい等について理解している 保護者や町民が障がいや支援について理解を深めている 支援者が障がいについての理解を深めている	【継続】町報等による広報・啓発 【継続】あいサポーター研修 【継続】各中学校総合学習 【継続】 ・各園PTA主催研修の企画時に参考となる研修メニューリストを配付、発達支援啓発の項目を入れる。	○町報 ・4月号に発達障がいの理解啓発 ○あいサポーター研修の実施 ・11/18 総合的な学習の時間に大栄中学校3年生と保護者を対象に研修を実施 ○生涯学習課制作の研修会リストに、発達支援関係のメニューを入れた	

北栄町発達支援体制図

-
 教育総務課
-
 健康推進
-
 健康・教総
-
 福祉課
-
 ネウボラ



北栄町発達支援体制図

教育総務課 福祉課 福祉・教総 関係機関

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
発達支援	就学	就学	小学校	小学校	小学校	小学校	進学	進学	進学	進学	進学	進学	就学
	就学移行支援(支援会議・個別支援計画の移行等)												
	巡回相談 LD等専門員・特別支援教育アドバイザー	特別支援学校・教育相談 (盲・ろう・倉吉養護・鳥取養護・皆生養護)	特別支援学校・特別支援教育アドバイザー	特別支援学校・特別支援教育アドバイザー	特別支援学校・特別支援教育アドバイザー	特別支援学校・特別支援教育アドバイザー	特別支援学校・特別支援教育アドバイザー	特別支援学校・特別支援教育相談	特別支援学校・特別支援教育相談	特別支援学校・特別支援教育相談	特別支援学校・特別支援教育相談	特別支援学校・特別支援教育相談	特別支援学校・特別支援教育相談
育児支援	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学	就学
	就学移行支援(支援会議・個別支援計画の移行等)												
	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談	就学相談
他機関連携	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援
	就学移行支援(支援会議・個別支援計画の移行等)												
	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援	発達支援
医療 鳥取県立厚生病院、鳥取県立中部療育園、虹の森クリニック													

令和3年度学校給食費一食単価等について

2021年3月教育総務課(北栄町学校給食センター)

1 学校給食費(保護者等負担額)と給食単価(食材料費)について

北栄町学校給食における給食単価(食材料費)については、令和2年4月にそれまでの物価上昇を補うための値上げ(小学校7円、中学校10円増額)を実施したところです。

令和3年度においても多少の物価上昇が見込まれるところですが、購入食材の調整等でカバーできる範囲であることから、食材料費については据え置き(小学校285円、中学校340円)します。このうち小学校7円、中学校10円(前年度同額)を町費で負担することとし、保護者負担となる学校給食費は小学校278円、中学校330円で据え置きします。

<令和3年度 給食単価(食材料費)及び給食費(保護者等負担)>

一食単価	令和3年度 給食単価(食材料費)			備 考
	財源内訳		町負担	
	給食費 (保護者等負担)			
小学校	285円 (前年度+7円)	278円 (前年度据置)	7円	主食 (週4ご飯、週1パン) 副食 牛乳
中学校	340円 (前年度+10円)	330円 (前年度据置)	10円	

<令和3年度 給食費(保護者等負担)一人あたりの年額(最大)> ※前年度同額

学校	年間回数(最大)	給食費 (保護者等負担) 1食単価	保護者等への年間請求額(最大)			町負担額 (年間最大)
			(1食単価×回数)	月額×10回 (5月~翌2月)	最終月(調整) (3月)	
小学校	191回	278円	53,098円	4,800円	5,098円	1,337円
中学校	191回	330円	63,030円	5,500円	8,030円	1,910円

※学校行事欠食、病欠欠食などについては、学校からの異動報告に基づき反映し、最終月に精算します。

2 給食調理等の実施体制について

- ・実施体制について、昨年と変更はありません。
- ・調理業務については、引き続き(株)東洋食品に委託し実施します。(2017年度より5年契約(再委託))
- ・献立作成、食材の購入、調理の指示等については、従来どおり町が直営で行います。調理技術向上のほか、異物混入防止の意識を高く持ち、調理現場と連携し、安全・安心でおいしい給食の提供に努めます。
- ・アレルギー対応食については、個々のアレルギー状況を確認し、保護者、学校と調整のうえ必要な対応を行います。除去食が確実かつ安全に提供できるよう保護者、学校、センター及び委託業者が常に情報を共有しながら業務にあたります。
- ・現在の(株)東洋食品との調理等委託契約期間が令和3年度をもって満了となることから、令和4年度以降の委託業者について再選定を行う予定です。(学校給食調理業務受託者選定委員会)